

答 申 書
(答 申 第 319 号)
令和2年(2020年)9月10日

1 審査会の結論

北海道警察本部長が、別紙1の1に掲げる個人情報の開示請求に対し、別紙1の2に掲げる個人情報を特定し、個人情報一部開示決定処分を行ったことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、別紙1の1のとおりである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、別紙1の2に掲げる個人情報（以下「本件個人情報」という。）①ないし③を特定し、その一部が北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第16条第2項第2号に規定する非開示情報に該当するとして、令和元年11月26日付け道本監（苦）第169号で個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件個人情報③に係る起案用紙及び回答文案並びに本件個人情報③の起案文書に添付することとなっている調査結果の根拠となる資料があるはずであり、それらを開示してほしいとして、対象個人情報の特定不足を主張していることから、以下、対象個人情報の特定の妥当性について、判断する。

(3) 対象個人情報の特定の妥当性について

ア 実施機関は、本件個人情報に係る起案用紙及び回答文案並びに本件個人情報③の起案文書に添付することとなっている調査結果の根拠となる資料について、概ね次のとおり、主張する。

(ア) 起案用紙及び文案について

起案用紙は、北海道警察文書管理規程（平成27年北海道警察本部訓令第6号。以下「文書管理規程」という。）第29条第1号の規程により様式が定められ、原則として起案文書の表紙として使用することとされているが、必ずしもその使用が義務付けられるものではなく、事務合理化等の観点から起案用紙を使用することなく、事務手続に応じた適宜の表紙を代用するなどして事務を処理する場合も少なくない。

また、発出文書の文案は、発出予定年月日が決定している場合には、当該文案に発出予定年月日を記載した上で決裁を受ける場合もある。

(イ) 本件個人情報③の起案用紙及び文案について

本件個人情報③は、請求人からの警察法第79条第1項に規定する苦情の申出（以下「法定苦情」という。）を調査した実施機関から北海道公安委員会（以下「公安委員会」という。）委員長に対し、当該法定苦情の調査結果を回答するために発出した文書の写しである。

本件個人情報③に係る起案用紙は、本件個人情報②を代用して使用しており、また、本件個人情報③の文案は、公安委員会への報告年月日があらかじめ決定していたことから、当該文案に報告年月日を発出年月日としてあらかじめ記載した上で決裁権者の決裁を受けている。

すなわち、請求人が開示を求めている文案は、本件処分で開示した本件個人情報③そのものであり、発出文書と同一内容のものであることから、当該発出文書の写しとして保存している。

したがって、本件個人情報③の決裁において、文書管理規程第29条第1項に規定する起案用紙は使用しておらず、また、文案については、請求人に開示した本件個人情報③そのものであり、月日が空欄のものは作成していない。

(ウ) 本件個人情報③の起案文書について

請求人からの法定苦情を受理した公安委員会からの調査指示に基づき、警察本部警務部監察官室において、当該法定苦情に対する処理の結果の通知に必要な調査を実施した。

調査結果に基づき、本件個人情報②及び③のほか、調査結果を取りまとめた公安委員への口頭説明用の資料（以下「説明資料」という。）を作成し、本件個人情報②を表紙として北海道警察本部長の決裁を受け、令和元年10月9日に公安委員会に提出するとともに、同日、各公安委員に説明資料を配付して、当該法定苦情に対する調査結果を口頭により報告しているが、当該説明資料は、口頭報告を行う上で補助的に作成、配付したものであり、報告終了後に回収している。

また、当該法定苦情については、請求人が提出した資料のほか、関係する警察署が管理する関係書類等により請求人に対する不適切な取扱いがないことが明らかであると認められたことから、本件個人情報③の起案文書として保存する文書は本件個人情報②及び③の必要最小限のものとしたため、他に保存している公文書はない。

イ 当審査会において、実施機関に確認したところ、定型的な事務については、事務処理の迅速化及び合理化のために、文書管理規程第29条の例外的な運用として、起案用紙を作成しない又は回答文案を保存しない運用を認めているとのことであった。

ウ これらの説明から、事務の進め方について、実施機関には一定程度の裁量が認められていると考えられ、本件開示請求に係る法定苦情の処理について、実施機関の裁量により、文書管理規程第29条の例外的な運用を行ったことに、著しい裁量権の逸脱があったとは認められない。

エ したがって、請求人が開示を求めている文書が作成又は保存されていないことについて、実施機関の事務に特段の不合理な事情は認められず、本件処分は妥当であると判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないため、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和2年2月20日	<ul style="list-style-type: none">○ 諮問書の受理（諮問番号 619）○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出
令和2年5月15日	<ul style="list-style-type: none">○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
令和2年5月25日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 審査請求人の意見陳述○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取○ 審議
令和2年6月23日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 答申案骨子審議
令和2年9月4日 （第103回審査会）	<ul style="list-style-type: none">○ 答申案審議
令和2年9月10日	<ul style="list-style-type: none">○ 答申

別紙 1

1 個人情報開示請求書に記載された「請求に係る個人情報の内容」

〇〇年〇月〇日に、私は北海道公安委員会に苦情申出をした。北海道公安委員会が、〇〇年〇月〇日に北海道警察に照会してから、〇〇年〇月〇日に北海道警察本部長が北海道公安委員長に「北海道公安委員会に対する法定苦情に係る調査結果」を回答するまでの調査関係書類一式に記載されている私（〇〇）の個人情報。私が提出した資料の写しを含む。

2 個人情報開示決定通知書に記載された「請求に係る個人情報の内容」

開示請求者に係る

- ① 公安委員会宛て法定苦情の受理について（〇〇年〇月〇日付け）
- ② 調査結果
- ③ 北海道公安委員会に対する法定苦情に係る調査結果について（〇〇年〇月〇日付け）の写し